

復職申請後のプロセス

1. 復職の申請

- ① 今回、主治医・治療スタッフに診断書、情報提供書に作成していただきました。
- ② 「活動記録表」で具体的な日常の活動状況を知らせてください。
- ③ 「主治医照会シート」に記入していただいて、あなたの状態について、より詳しい情報を伺います。
- ④ また、私たちの方でも、同様の項目について、あなたの状態を確認します。

2. 職場調整

復職時は、「元の職場に戻る」ことが原則です。「元の職場で本人にストレスが高かった」「休職する過程で、元の職場のスタッフに高い負担が発生しており、元の職場での受け入れが難しい」「休職中に、元の職場がなくなってしまった」といった場合は、復職を目指す職場をどこにするかという調整が行われます。ただし、就業規則や労働契約の成り立ちとして、(可能な配慮を行った上で)どこでどのような仕事を指示するかは会社が決定することであり、あなたが選択することはできません。

3. 試し出社また軽減勤務

会社によっては、復職前の通勤練習、軽い作業でのからだ慣らしを目的として、本人の同意や要望に基づいて、「試し出社」を施行するところがあります。「試し出社」が行われている間は、産業保健スタッフ、職場の上司が、体調をフォローしてくれます。もし、主治医の診察で、体調の変化が見られた場合は、産業保健スタッフや職場の上司に報告するよう、アドバイスいたします。同様の支援を、復職発令後の軽減勤務として行なう企業もあります。当社の状況について、説明します。

4. 復職判定

復職判定は、主治医の診断書、主治医照会シート、産業医・産業保健スタッフが確認したあなたの状態、(制度がある場合は) 試し出社の状況などを元に、産業医が指示を出し、人事担当の部署が発令します。主治医の評価と産業医の判断が食い違う場合は、最終的には産業医の判断に基づいて指示が出されます。

5. 復職後のフォロー

産業医、産業保健スタッフ、主治医・治療スタッフが協力して、復職後のフォローを行います。業務制限や健康管理が続いている間は、主治医・治療スタッフから情報をいただくことがあります。リワークの最終的な目的は、「業務制限や健康管理がなく、復職した人が、職場で期待されている仕事を再発しないで継続できるようになること」です。体調がよく、症状の再発のおそれがないければ、業務制限や健康管理が解除されていきます。